

平成30年度(2018)税制改正大綱まとめ

土井会計事務所

<http://www.doikaikei.com/>

増減税	改正項目	改正内容	適用時期	コメント
増 ↗	賃上げ減税の減税額の縮小(中小企業)	資本金1億円以下の中小企業でも、従業員1人当たりの平均給与を前年比1.5%以上増やさないと適用できない。	2018年4月以降開始事業年度より	これまでは基準年度(2012年度)から増やした金額の10%も減税されていたのが、前年から増やした分の15%しか減税されなくなってしまった。
増 ↗	賃上げ減税の減税額の縮小(大企業)	資本金1億円超の大企業では、従業員1人当たりの平均給与を3%以上増やして、しかも減価償却費の90%以上の投資までしなければ、減税を受けられない。	2018年4月以降開始事業年度より	大企業はめっちゃくちゃハードルが高くなった。
増 ↗	一般社団法人を利用した節税策に歯止め	持分の概念がない一般社団法人を利用した相続税の節税策を封じる	2018年4月以降の相続について適用(既存の法人は2021年4月以降)	すでにして対策してしまった一般社団法人はどうするの？
減 ↘	少額減価償却資産の特例の延長	資本金1億円以下の中小企業が、30万円未満の減価償却資産について年300万円まで、全額損金算入(経費)を認める制度が2年延長された。	2020年3月取得分まで延長	中小企業では一番よく使う税制が延長されて良かった。
→	交際費課税の延長	交際費の損金不算入制度は延長されたが、資本金1億円以下の中小企業は、年800万円までの交際費は課税されない。	2020年3月までに開始する事業年度まで延長	これまで通り。
増 ↗	機械装置の固定資産税半減	工業会の証明書が出る生産性向上設備に該当する機械装置の固定資産税を3年間半減が予定通り終了	2019年3月末取得分までで終了	赤字企業でも減税の恩恵が受けられる制度が終了
減 ↘	固定資産税の3年減免税	資本金1億円以下の中小企業について、これまでは3年間、半分だった税額が3年間、半分からゼロになる。	2021年3月末までに取得分まで	各市町村の条例により対象設備、減税割合が決まるため、財政が厳しいと減税少ない？
減 ↘	相続税の納税猶予の範囲を拡大	非上場株式の全株式について、100%の納税猶予の対象とする	2018年4月から5年以内に特例承継計画を県に提出し認定された場合、2028年までの贈与相続に適用	従来は相続時には3分の2の80%、つまり53%程度しか、納税猶予の対象とらなかったが、100%猶予対象となった。
減 ↘	贈与税、相続税の納税猶予後の負担の軽減	業績悪化等の一定の場合、贈与税、相続税で納税猶予となっている非上場株式を売却した際、売却時の時価で再計算する	2018年1月からの10年間の贈与、相続に限り適用	これまでは業績悪化(株価下落)後に猶予対象株式を売却すると売却代金だけでは納税できない危険があった。
増 ↗	たばこ増税	紙巻たばこ、加熱式たばこ、両方も4年かけて増税	2018年10月から4年かけて	
増 ↗	給与所得控除額の引下げ、基礎控除適用の制限	給与収入850万円超の役員、従業員は増税。さらに合計所得金額2,500万円超の個人については基礎控除をゼロに。	2020年1月(2年後)より	中小企業のほとんどの社長は、増税
増 ↗	出国税の新設	日本からの出国時に、国際観光旅客税として1人、1,000円徴収する。	2019年1月から	新しい税金
増 ↗	消費税増税	8%から10%に増税。食料品等は軽減税率を適用。	2019年10月から	リーマンショック級の事態が起こらない限り、増税とのこと。
増 ↗	森林環境税の新設	住民税を納めている人に年1,000円、住民税に上乗せして徴収	2024年度の住民税から	新しい税金